

群馬県県土整備部 週休2日制現場の実施要領

(建築課所管の営繕工事は除く)

(主旨)

第1条 この要領は、建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注企業の現場代理人及び主任技術者及び監理技術者(以下「技術者等」という。)を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の実施にあたり必要な事項を定める。

(実施対象工事)

第2条 週休2日制現場の実施は、次の工事を除く、原則として全ての工事を対象とする。

- (1) 災害応急などの緊急対応工事

(週休2日制の考え方)

第3条 対象期間^{※1}中、週に2日間、工事現場を閉所^{※3}とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできるものとする。

- 2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、元請業者及び下請業者の当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とする。
- 3 取組状況は現場閉所率により確認するものとし、現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った週)÷(対象期間の週)で算出する。
 - (1) 「4週8休」とは、現場閉所率100%(4週÷4週/月)とする。
 - (2) 「4週7休」とは、現場閉所率75%(3週÷4週/月)とする。
 - (3) 「4週6休」とは、現場閉所率50%(2週÷4週/月)とする。

※1 対象期間とは、工事着手日^{※2}から完成期日までの期間から「工場製作のみを実施している期間」及び「工事全体の一時中止、年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間」を除いた期間とする。

※2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む)の初日をいう。(建設工事必携参照)

※3 閉所とは、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(実施対象工事の発注方式)

第4条 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

(ア) 工事発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(発注者指定型)であることを明示する。

(記載例)

当工事は「週休2日制現場(発注者指定型)」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。

(イ) 予定価格の算出は、4週8休を達成出来ることを前提として、間接工事費率等を補正する。

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

(ア) 工事発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(受注者希望型)であることを明示する。

(記載例)

当工事は「週休2日制現場(受注者希望型)」の実施対象工事であるため、「週休2日制現場の実施要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。

(イ) 予定価格の算出は、発注者指定型同様、4週8休を達成出来ることを前提として、間接工事費率等を補正する。**(※設計変更時、達成状況に応じて変更)**

(実施方法)

第5条 週休2日制現場の受注者は、工事着手までに速やかに、4週8休を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の受注者は、工事着手までに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこと。

2 工事工程表の作成に当たっては、受注者の設計照査期間や材料手配に必要な期間も計上するほか、発注者の作業期間(段階確認及び関係者との調整期間、設計変更作業期間等)も計上すること。

3 発注者は、第1項の工事工程表の作成により、工期内に工事を完成することができないと判断された場合は、「建設工事請負契約約款」(群馬県建設工事執行規程第17条関係別記様式第6号の2)第21条の規定により工期を変更する。

4 降雨、降雪等による「現場閉所」は、「休日」とは認めない。

- 5 災害応急業務で、他の現場にやむ得ず出勤を行った場合でも、当該現場が閉所されていれば、「休日扱い」にするものとする。
- 6 受注者は、対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、休日を振替えるものとする。ただし、振替休日の変更は認めない。
- 7 週休2日制現場の達成状況は、以下の既存書類により確認するものとし、受発注者の負担軽減に努めること。
 - (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類(出勤簿等)
 - (2) 企業の休日がわかる書類(就業規則等)

(技術者等の他工事との兼務について)

第6条 週休2日制現場の技術者等について、他工事との兼務により週休2日が確保できない場合は兼務を認めない。

(間接工事費率等の補正)

第7条 週休2日制現場の達成状況に応じ、補正係数を労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じるものとする。ただし、労務費の割合が明らかとなっていない土木工事標準単価については、補正の対象としない。

(ア) 対象期間中、週休2日の取組が4週8休以上達成出来た場合

【労務費】	1.05
【機械経費(賃料)】	1.04
【共通仮設費率】	1.04
【現場管理費率】	1.06

(見積参考資料には「週休2日制補正 有(1)」と表示される。)

(イ) 対象期間中、週休2日の取組が4週7休以上4週8休未満達成出来た場合

【労務費】	1.03
【機械経費(賃料)】	1.03
【共通仮設費率】	1.03
【現場管理費率】	1.04

(見積参考資料には「週休2日制補正 有(2)」と表示される。)

(ウ) 対象期間中、週休2日の取組が4週6休以上4週7休未満達成出来た場合

【労務費】	1.01
【機械経費(賃料)】	1.01
【共通仮設費率】	1.02
【現場管理費率】	1.03

(見積参考資料には「週休2日制補正 有(3)」と表示される。)

(エ) 市場単価

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラ-舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォーターショット工)		1.00	1.01	1.01

(工) 工事成績評定

第8条 発注者は、受注者の第5条第1項及び第2項の取組に対し、別表1「週休2日制現場の取組に対する考査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

附 則

1. この要領は平成29年11月1日から適用する。
2. 平成31年3月1日に一部改定し適用する。
3. 令和2年5月1日に一部改定し適用する。
4. 令和3年10月1日に一部改定し適用する。
5. 令和4年4月1日に一部改定し適用する。
6. 令和5年4月1日に一部改定し適用する。

(別表 1)

週休2日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考察項目
監督員	<p>「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫」(その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載)で、以下のとおり評価する。</p> <p>【対象期間中、週休2日の取組が4週8休以上実施出来た場合】 評定点+2点(評定点合計+0.8点)を加点する。</p> <p>【対象期間中、週休2日の取組が4週7休以上4週8休未満実施出来た場合】 評定点+1点(評定点合計+0.4点)を加点する。</p>
総括職員	<p>「6. 社会性等」(その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載)で、以下のとおり評価する。</p> <p>【対象期間中、週休2日の取組が4週7休以上実施出来た場合】 評定点+2.5点(評定点合計+0.5点)を加点する。</p>